

令和2年7月10日

島根県健康福祉部高齢者福祉課 増原、北山、宇都宮

TEL 0852-22-5240

## 旧ソ連抑留中死亡者の御遺骨を遺族に伝達します

旧ソ連抑留中死亡者埋葬地から帰還した御遺骨について、DNA 鑑定の結果身元が確認されましたので、雲南市在住の遺族に御遺骨を伝達します。

1.戦没者氏名 石飛 富衛（いしとび とみえ）様

### 2.御遺骨伝達式

- (1) 日 時 令和2年7月29日（水） 11時から（1時間程度）
- (2) 場 所 大東交流センター（雲南市大東町大東 2419-1）
- (3) 御遺骨受領者 石飛 正志（いしとび まさし）様 （雲南市）  
※石飛富衛様の御遺族（甥）
- (4) そ の 他 御遺族に対する取材は、伝達式終了後、同会場にてお願いします。

### 3.特定に至った経緯

#### (1) 埋葬に係る関係資料概要

ロシア連邦沿海地方「第9収容所第1369特別病院」、「第9収容所第2支部」及び「第9収容所ナホトカ市リブストロイ村墓地」埋葬地（3箇所が同一墓地内にある埋葬地）については、旧ソ連政府より提供された「抑留者死亡者名簿」によると516名が登載されており、また提供された埋葬配列図には死亡者の埋葬位置が記載されている。

また、同埋葬地は、昭和34年に旧ソ連政府から埋葬者氏名の通告があった埋葬地であり、昭和37年8月に日本政府主催による遺族代表の墓参が実施されている。

旧ソ連政府等提供資料と厚生労働省保管資料を照合調査した結果、「石飛 富衛」様が前述の埋葬地（3箇所が同一墓地内にある埋葬地）に埋葬されていることが確認できた。

#### (2) 収容状況

平成16年6月30日から7月23日（第1次）、同年7月14日から8月6日（第2次）、同年7月29日から8月20日（第3次）、及び同年8月12日から9月3日（第4次）にわたり、政府派遣の遺骨収集帰還団は当該埋葬地（3箇所が同一墓地内にある埋葬地）に埋葬されていた524柱の御遺骨を収容した。

#### (3) DNA 鑑定の結果

上記（1）（2）により、当該埋葬地から収容した御遺骨のうち、DNA 鑑定用の検体が採取できた448柱とDNA 鑑定を希望される御遺族との間で鑑定を実施したところ、平成16年8月10日に収容された御遺骨1柱から島根県在住の御遺族と親族関係が存在するとの結論が得られ、「石飛 富衛」様の御遺骨と判明した。

### 1 旧ソ連等抑留者の概要

昭和 20 年 8 月 9 日以来の旧ソ連軍の侵攻により、旧日本軍人等が旧ソ連地域またはモンゴル人民共和国（当時）の地域で抑留された抑留者は、戦後、極寒の地で長期間にわたり劣悪な環境のもと多大な苦難を強いられ、その間過酷な強制労働に従事させられた。

これらの抑留者を約 57 万 5 千人、強制抑留下において死亡した抑留者を約 5 万 5 千人と厚生労働省では推計している。

### 2 旧ソ連における遺骨の収集状況

- ・収容遺骨数 18,750 柱〔令和 2 年 6 月末現在〕

また厚生労働省では、平成 28 年度から令和 6 年度までの 9 年間で遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間と定めており、遺骨収集を集中的に行うこととしている。

### 3 戦没者等遺骨の DNA 鑑定について

戦没者遺骨の身元特定のための DNA 鑑定は、主に旧ソ連地域の埋葬地等で発見された遺骨を対象とし、厚生労働省が保管している死亡者名簿等から推定される関係遺族に「戦没者遺骨の DNA 鑑定のお知らせ」を送付し、遺族の申請に基づき実施している。

また DNA 鑑定に係る遺族への呼びかけ範囲の拡大や、DNA 鑑定の対象となる検体の採取部位の拡大を図り、更なる戦没者遺骨の身元特定に向けて取り組んでいる。

鑑定申請者数及び結果（令和 2 年 6 月末現在）

|             | 鑑定結果数 | 判     | 明 | 否     | 定 | 鑑定待ち |
|-------------|-------|-------|---|-------|---|------|
| 全国          | 3,416 | 1,174 |   | 2,242 |   | 461  |
| 島根県（申請者居住地） | 46    | 19    |   | 27    |   | 4    |

（注）「否定」とは、申請のあった御遺族と当該埋葬地で収集された遺骨との間で DNA 鑑定を行った結果、親族関係を有する遺骨がなかった場合をいいます。

今回の「石飛富衛」様は島根県において 19 件目の伝達となります。